

議案第23号

鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について

鹿屋市教育支援委員会条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市教育支援委員会条例の一部を改正する条例

鹿屋市教育支援委員会条例（平成23年鹿屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害」を「障がい」に改める。

第8条第2項中「委嘱」を「委嘱又は任命」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育相談に対応する専門委員を十分に確保するため、専門委員の選任について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。